

岐阜県特定高性能農業機械導入計画

平成27年3月

岐 阜 県

岐阜県特定高性能農業機械導入計画

趣旨

農業の体質強化に資する農作業の省力化・低コスト化、環境にやさしい栽培方法による農畜産物の提供及び農業者の安全な農作業の実施等を可能とする高性能農業機械の効果的な導入等を図るため、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号、以下「法」という）第5条の2第1項及び農業機械化促進法施行令（昭和40年政令第209号、以下「令」という）第2条の規定に基づく高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（平成25年5月16日農林水産省告示第1602号、以下「基本方針」という）が策定された。

この基本方針に即して、法第5条の3の規定に基づき岐阜県の特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下、導入計画）を策定するものとする。

第1 特定高性能農業機械の導入に関する目標

1 導入利用に関する基本的な事項

特定高性能農業機械（令第3条で定める農業機械）の導入は、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた方式による計画的な導入を推進し、その性能に応じた利用規模の確保を通じての効率的な利用により、生産性の向上と生産コストの低減を図り、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に資することを目標として行うものとする。

特に、特定高性能農業機械の導入及び利用に際しては、生産コストの縮減及び過剰な機械投資を避ける観点から、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 機械による燃料消費量の低減に向けた適正な点検整備及び作業方法の実践
- (2) 地域の担い手等への農地や作業等の集積促進による農業機械の効率的な利用体制の構築
- (3) 作物及び品種の組合せ並びに作期分散技術の導入を通じた機械の稼働日数の確保
- (4) 集落営農等において機械を共同で利用する場合における既存の機械を含めた全体的な有効活用についての調整、作業受託面積の拡大等を通じた効率的な機械利用体系の構築

2 特定高性能農業機械の利用規模の下限

(1) トラクター

(単位：ha)

区分 地域名	田			畑		
	I	II	III	I	II	III
西南濃	7	11	16	7	11	16
中東濃	6	10	15	7	11	16
飛騨	6	10	15	7	11	15

注) 畑には果樹園、桑園、草地を含まない。

トラクターの大きさ	
I	25PS以上35PS未満
II	35PS以上55PS未満
III	55PS以上

(2) 乗用型田植機

(単位：ha)

区分 地域名	I	II	III	IV	田植機の大きさ
	西南濃	4	8	11	
中東濃	4	6	9	11	II 植付け条数 6条
飛騨	4	6	9	11	III 植付け条数 8条
					IV 植付け条数 10条

(3) 水田用の乗用型多目的作業機

(水田用栽培管理ビークル (田植・防除・施肥兼用機))

(単位 : ha)

地 域 名	
西 南 濃	8
中 東 濃	8
飛 騨	8

(4) 防除用動力散布機

ア 動力噴霧機

(単位 : ha)

区分 地域名	I	II	III
西 南 濃	5	7	1 1
中 東 濃	5	7	1 1
飛 騨	5	7	1 1

動力噴霧機の大きさ

I	薬液吐き出し量 300 l /分以上	550 l /分未満	有効散布幅 1.5 m級未満
II	薬液吐き出し量 550 l /分以上	1000 l /分未満	有効散布幅 1.5 m級以上
III	薬液吐き出し量 1000 l /分以上	2000 l /分未満	有効散布幅 1.5 m級以上

イ スピードスプレーヤー

(単位：ha)

区分 地域名	I	II	III	IV
西 南 濃	2	4	6	10
中 東 濃	2	4	6	10
飛 騨	2	4	6	10

スピードスプレーヤーの大きさ	
I 薬液吐き出し量	200 /分以上 500 /分未満
II 薬剤吐き出し量	500 /分以上 700 /分未満
III 薬液吐き出し量	700 /分以上 1000 /分未満
IV 薬液吐き出し量	1000 /分以上

(5) コンバイン

ア 水稻

(単位：ha)

地域名 \ 区分	区分				
	I	II	III	IV	V
西南濃	7	10	14	16	24
中東濃	6	9	13	14	23
飛驒	6	9	13	14	22

イ 麦

(単位：ha)

地域名 \ 区分	区分				
	I	II	III	IV	V
西南濃	6	9	14	19	25
中東濃	6	9	13	17	<u>24</u>
飛驒	6	8	13	17	23

ウ 大豆

(単位：ha)

地域名 \ 区分	普通型		大豆・そば兼用	
	IV	V	IV	V
西南濃	11	23	6	14
中東濃	10	23	6	14
飛驒	10	20	6	13

注) 普通型：大豆単独利用の場合

注) 大豆・そば兼用：稲又は麦とともに、大豆又はそば汎用利用の場合

エ そば

(単位：ha)

区分 地域名	普通型		大豆・そば兼用	
	Ⅳ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅴ
西 南 濃	1 3	2 3	6	1 4
中 東 濃	1 1	2 3	6	1 4
飛 騨	1 1	2 0	6	1 3

注) 普通型：そば単独利用の場合

注) 大豆・そば兼用：稲又は麦とともに、大豆又はそば汎用利用の場合

コンバインの大きさ	
Ⅱ 自脱型	刃幅 0.8 m以上 1.2 m未満
Ⅱ 自脱型	刃幅 1.2 m以上 1.6 m未満
Ⅲ 自脱型	刃幅 1.6 m以上
Ⅳ 普通型	刃幅 0.8 以上 2.5 m未満
Ⅴ 普通型	刃幅 2.5 m以上

3 利用規模の決定について

- (1) 利用規模の下限は、作業能率と経済性を基準として算出した年間利用面積である。機械の大きさの決定にあたっては、その機種ごとに地域別、地目別に定めた下限面積以上の利用面積を確保すること。

ただし、中山間地域（特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域のほか中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1及び2に基づき、都道府県知事が設定する地域）の場合は、利用規模の下限から1割を減じた面積を適用することができるものとする。

なお、この計画に掲げていない場合の利用については、国の定めた基本方針及び、「特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて（ガイドライン）（平成25年9月4日付け25生産第1751号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）を参考とし、作業能率、経済性及び地域の特性等を勘案し決定する。

- (2) 2以上の地目又は作物に利用する場合は、それぞれの地目（作物）についての利用規模の下限に対する利用面積の比の値の和が1以上であることが必要であり機械に関連するコストの低減を推進するためには、できる限り広い面積での利用を確保する。

計算例 コンバイン

$$\left(\frac{\text{水稻利用面積}}{\text{水稻下限面積}} + \frac{\text{麦利用面積}}{\text{麦下限面積}} \right) = 1 \text{ 以上}$$

- (3) トラクターの利用規模の下限面積は、作業を行う田畑の実面積であり、作業延べ面積ではない。

なお、年2作以上に利用する場合、それぞれの作目についての利用面積の和が下限面積を超えるものとする。

- (4) ハウス栽培で機械を導入する場合においては、作業能率、経済性、労働負担等の軽減及び地域の特性等を勘案し決定する。

- (5) 水田用の乗用型多目的作業機及び防除用動力散布機の利用規模の下限面積は、利用地の実面積であり、作業延べ面積ではない。

- (6) 乗用型田植機及びコンバインの利用規模の下限面積は、作業延べ面積である。

- (7) 地域を越えて機械を利用する場合には、それぞれの地域についての利用規模の下限に対する利用面積の比の値の和が1以上であることが必要である。

計算例 乗用型田植機

$$\left(\frac{\text{〇〇地域の利用面積}}{\text{〇〇地域の下限面積}} + \frac{\text{△△地域の利用面積}}{\text{△△地域の下限面積}} \right) = 1 \text{ 以上}$$

第2 計画の期間

平成27年度から5年間とする。

ただし、5年以内に「基本方針」の策定及び、「ガイドライン」の改定があった場合には、本計画の見直しを行うものとする。

なお、新たな計画が公表されるまでの期間にあっては、この計画によるものとする。

第3 特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件及び導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項

特定高性能農業機械の導入を効果的に行うため、その導入は、次の1から4に掲げる条件を備え、又は備える見込みのあるときに行うものとする。

1 導入する者の備えるべき条件

(1) 利用規模が確保されること

購入又はリースにより導入する場合は、第1に示す機械の種類ごとの大きさに対応した下限面積以上の利用規模が確保されること。

レンタルにより導入する場合は、1目当たりの作業可能面積等を勘案し、適正な利用規模が確保されること。

(2) 機械の操作に必要な技能を有する者がいること

機械の効率利用と農作業の安全を確保するため、県が実施する農業機械研修等を受講し、知事の認定した農業機械士又は農業機械士と同等の技能を有する者が配置されること。

(第4参照)

(3) 経営改善の達成が見込まれること

主として農業に従事している者(15歳以上で、年間労働従事日数の過半を農業に従事している者)がいる経営であって、農業所得の増加、労働時間・労働負担の低減及び生産コストの縮減等、経営改善の達成が見込まれること。

2 ほ場条件

(1) ほ場条件に係る共通事項

ア ほ場の団地化

作業効率を高めるよう可能な限り団地化されていること。

イ ほ場の均平化及び障害物の除去

道路からほ場への進入部分及びほ場内に深さ20cm以上の溝がないこと。下草刈り、施肥等作業精度を低下させないため、ほ場の均平化に留意するとともに作業の障害となる礫、根株及び雑かん木類が除去されていること。

また、かん水施設、隔障物等が機械作業に支障とならないこと。

ウ 農道等

農業機械単体だけでなく、作業機を装着・けん引した場合においてもその走行に支障がないように路面が整備されているとともに、幅員、交差部の隅切り、橋、田面からの高さ及びほ場進入路が次の表により整備されていること。

なお、ほ場進入路については、その周辺も含めて除草等の維持管理を行い、安全な利用に努めること。

機種	機械の大きさ	田・畑共通			田		畑		備考
		有効幅員	交差部の隅切り	橋	田面からの高さ	ほ場進入路	こう配	曲率半径	
トラクター等	I	2.5m以上	幅員が3m以下の農道が交差する場合には、1辺2m程度の隅切りが行われていること。	橋りょうは作業機を含む農業機械の重量に耐えられるものとともに、その幅員は道路の幅員と等しく、その欄干はできるだけ低いこと。	30cm程度	田面からの高さが30cm以上でほ場との間に水路がある場合には幅員が4m、こう配が12度以下である進入路が設けられていること。	土道では8～10度以下であること。	6m以上であること	畑で農道を枕地として利用する場合には幅員が3.5m以上であること。
	II・III	3.0m以上							

機種	機械の大きさ	有効幅員	ほ場進入路		周辺障害物の有無
			進入路を必要とする高低差	進入路	
乗用型田植機・水田用の乗用型多目的作業機	全機種	走行部の全幅より1m以上広いことが望ましい。	30cm以上	その幅員は、走行部の全幅以上であり、そのこう配は12度以下であること。	機体外部より0.5m以内に走行の支障となる障害物がないこと。
コンバイン	I及びIVの大豆・そば兼用機		20cm以上	その幅員は走行部の全幅以上であり、その形状は進入しながら刈り取り可能なものであること。そのこう配は12度以下であること。	
	II、III、IV、V		25cm以上		

(2) ほ場条件整備の基準

田	<ol style="list-style-type: none"> 1 土壌の硬さ 土壌の硬さは、農業機械の走行及び作業が可能であること。 2 区画の形状及び大きさ その形状は、原則として長方形で、大きさは長辺が100m以上であって、面積が30a以上であることが望ましい。
畑	<ol style="list-style-type: none"> 1 区画の形状及び大きさ その形状は、原則として長方形で、大きさは長辺が150～200m程度であることが望ましい。 2 ほ場の傾斜 おおむね次の限度以下であること。 等高線沿いの作業が主として行われる場合 畦立て栽培では 6度程度 平畝栽培では 10度程度 散播(牧草等)では 10度程度 最大傾斜方向の作業が主として行われる場合 10度程度
樹園地	<ol style="list-style-type: none"> 1 区画の形状及び大きさ 防除作業の効果的な実施等に留意して定められていること。 2 ほ場の傾斜 8度以上の斜面にあっては、樹列間に園内耕作道が階段状に設置され、樹木は斜面に栽培されていること。また、園内耕作道を連絡する連絡道が設置され、その斜度は8度以下であること。 3 枕地の長さ 枕地の長さは4m程度を必要とするが、努めて農道等を利用することが望ましい。

3 栽培条件

作目	栽 培 条 件
水稲	<p>共通事項 品種ごとに団地化するとともに作付体系、作期、肥培管理等が適正かつ計画的に行われていること。</p> <p>乗用型田植機 1 1日の作業可能面積に対応する苗の必要量に合わせて苗が準備されていること。 2 栽植密度は、目標収量、品種、地力、苗の種類、作期、施肥法等の栽培条件と田植機の仕様とを勘案して決定する。 3 安全出穂限界内の出穂の確保と苗の種類、気温、育苗方式、利用組織等の諸条件とを勘案して、移植時期が設定されること。</p> <p>水田用の乗用型多目的作業機 ほ場内での作業を円滑に行うため、作物の条間を均一に保つとともに、病害虫の防除時期、施肥時期が著しく異ならないよう、区画のまとまりごとに作物の品種と耕種法が揃えられていることが望ましい。</p> <p>コンバイン 1 1集団若しくは集団の内が区分されている場合には、1区分が同一の水系に属するか、又は同一の水利慣行が行われていることが望ましい。 2 同一品種のものが1日の収穫面積程度に集団的に栽培されていることが望ましい。 3 コンバインの利用については、カントリーエレベーター、ライスセンター等の乾燥施設の処理能力に応じた計画的な稼働を行っていること。</p>
麦類 大豆 そば 共通	<p>麦類、大豆及びそばは集団化し、病害虫の一斉防除、肥培管理等を適正かつ計画的に行うとともに、排水対策を徹底すること。</p>
麦類	<p>麦については、穀粒水分30%以上での収穫を極力避けるとともに乾燥機の能力に合わせて収穫し、遅滞なく乾燥すること。</p>
大豆	<p>大豆については、汚粒の発生を防止するため、茎葉の水分が十分抜けてから収穫を行うとともに、雑草を繁茂させないこと。</p>
そば	<p>そばについては、徒長、過繁茂及び倒伏をさせないよう肥培管理等に注意すること。 また、収穫は、手刈りの場合より数日遅らせ、葉が黄色くなり茎の水分が十分抜けた時期に行うとともに、収穫後は遅滞なく乾燥すること。</p>
果樹	<p>1 立木仕立果樹園の場合は、散布作業が容易かつ安全に行えるとともに農薬の散布効果が上がるよう、その樹形が整えられており、また、通路が各列に設けられていること。 2 棚作り果樹園の場合は、棚の高さが成熟時の果樹の垂下の程度を予定して散布作業に支障のないよう整備されているとともに、支柱・控線等が散布作業の障害とならないよう整備されていること。</p>

4 関連機械施設条件

関連機械施設名	関連機械施設条件の整備基準
格納施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定高性能農業機械及び作業機等の日常整備に必要な部品並びに工具等が整備されていること。 2 施設の床面積は、特定高性能農業機械、作業機及び装備品の格納所要床面積に、それらの交換・肌着作業に必要な面積、日常点検に必要な面積並びに床面の形状と出入口の位置等に応じた通路面積を加えたものであり、かつ、その床面積に見合う格納施設の年間所要経費（施設の減価償却、修理費、資本利子、租税公課及び保険料）が格納する特定高性能農業機械の購入費の総額に比較して妥当なものであること。 3 施設の出入口は、その高さが特定高性能農業機械の高さに応じたものであること。 4 格納施設の付帯施設として、工具置場、洗車施設及びホイスト等が併置されていることが望ましい。 5 水田用の乗用型多目的作業機、動力噴霧機及びスピードスプレーヤーを使用する場合は、農薬及び農薬調合用資材の倉庫、農薬計量器並びに資材運搬車等が準備されていること。なお、付帯施設としてシャワー室が併設されていることが望ましい。
関連機械施設等	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗用型田植機及び水田用の乗用型多目的作業機を使用する場合は、苗を効率的かつ安全に運搬するための運搬車及び運搬用具（苗棚等）が、機械の能力に合わせて準備されていること。 また、苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設又は苗床が設置されていること。 さらに、作業は場への距離が長い場合は、機械の運搬車が準備されていることが望ましい。 2 水田用の乗用型多目的作業機、動力噴霧機及びスピードスプレーヤーを使用する場合は、そのタンク容量、薬液吐き出し量等に見合った水量を持ち、かつ、作業に便利な位置にある農薬混合そう及び給水施設（水道、水そう等）が準備されているか、又は適切な能力をもつ給水車が準備されていること。 3 コンバインを使用する場合は、収種物を連々かに乾燥施設まで運搬できるよう、運搬車又は運搬用具がコンバインの能力に合わせて準備されていること。

第4 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

次の事項により、農業機械作業従事者に対して特定高性能農業機械の利用技能の向上を図る。

1 農業機械研修等の実施

岐阜県農業機械研修及び技能認定事業実施要領（昭和58年12月14日付けの農技第1171号農政部長通知）に基づき、農業機械の利用組織等におけるオペレーター若しくは受託者として活動するために機械の必要な専門知識及び利用技能を必要とする農業者等を対象とした研修を計画的に実施するとともに、農業機械士等として技能の認定を行う。

なお、研修は、農業機械メーカー、研修施設を有する民間企業等と連携して実施するものとする。

2 農業機械士等の配置

1の研修を終了し、機械の利用技能を有すると認められた農業機械士等を地域農業の担い手として、特に機械の共同利用を推進する場合には、その管理者等として位置づける等その技能を活用するものとする。

3 農業機械の盗難防止の周知

農業機械の盗難防止に資するため、農業機械作業従事者を対象に講習会等を通じて啓発指導を行うとともに、ポスターやリーフレットの作成・配布等により注意喚起を実施し、盗難防止に向けた取組の充実・強化を図るものとする。

第5 特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項

農作業事故の発生実態等を踏まえ、次の事項による効果的な農業安全対策の推進を図る。

1 型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入並びにこれら機械の適正な利用及び管理

機械の導入に当たっては、乗用型トラクターの安全キャブ・フレームをはじめとして、事故の防止や事故時の被害軽減に大きな効果のある安全装置等が整備された型式検査合格機や安全鑑定適合機からの選択を推進する。

また、安全性能に優れた機械であっても、日頃の点検整備や管理が不十分な場合には、思わぬ不具合が発生し、そのことが事故につながることもあることから、日常的な点検に加えて、岐阜県農業機械整備施設認定要綱(昭和58年1月6日付け農技第1517号農政部長通知)に基づき知事が認定した施設における定期的な整備の実施等、適切な管理を推進する。

2 農業者及び関係者の一体的な農作業安全推進体制の構築、農作業安全の手引きの作成及びその周知

事故防止のためには、農業者自身が高い安全意識を持って作業に当たることが不可欠であることから、県において、農作業事故の関連情報・農作業安全対策等について、とりまとめた農作業安全の手引きを作成し、その周知徹底を図る等、農業者に対する安全意識啓発のための取組を行う。また、こうした取組が効果的に行えるよう、行政機関のみならず、農業機械の流通・利用等に係る関係機関との連携強化に向けた体制の整備に努める。

3 農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険箇所の改善

安全な作業が確保されるよう、道路、ほ場進入路及び農業用水路等の農作業環境を点検するとともに、危険箇所の改善・整備を推進する。

また、道路上での追突事故等防止に有効な低速車マーク、反射マーク等の危険回避資材の装着等を推進する。

4 道路交通及び雇用労働者の保護に関する関係法令等の周知

経営面積の拡大等により、乗用型農業機械による道路走行の機械が多くなっていることより、道路交通の安全等を目的とする道路運送車両法、道路交通法等の周知を行う。また、農業経営における法人化の進展等に伴い、雇用労働者の安全確保等を義務付けた労働安全衛生法等関連法令の周知を行う。

5 農業機械の定期的な保守点検及び整備の実施

農業機械の使用年数の長期化や作業中の故障における経営リスクの軽減を図るため、高性能化・大型化に対応した点検整備ができる農業機械整備施設を、岐阜県農業機械整備施設認定要綱（昭和58年1月6日付け農技第1517号農政部長通知）に基づき、県内に設置する。

また、農業者等に対して、農業機械整備施設においての定期的な保守点検整備の実施を推進する。

第6 その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項

各補助事業により農業機械を導入するに当たって、本計画のほか、以下に定めるところに留意するものとする。

「農業用機械施設補助の整理合理化について」

（昭和57年4月5日57予第401号農林水産事務次官依命通知）

「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」

（昭和57年4月5日57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連盟通知）

「補助事業等により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」

（昭和60年4月5日60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連盟通知）

「補助事業等によって導入される農業機械の選定について」

（昭和51年8月10日51農蚕第号農林事務次官依命通知）